平成２１年（フ）第２６１号
奈良県宇陀市大宇陀区西山62番地
債務者　井川百合香
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
奈良県香芝市関屋北３丁目18番30号
債務者　宮本秀男こと　李　　秀男
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
奈良県磯城郡三宅町大字屏風250番地の51、住民票上の住所奈良県磯城郡三宅町大字屏風250番地の25
債務者　中塲知惠子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
盛岡市永井18地割192番地４
債務者　三栖　貢史
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０９号
岩手県岩手郡雫石町長山上小林47番地２　町営住宅６号
債務者　高見　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４２０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字木賊川384番地４
債務者　吉川恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４２７号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字迫70番地１　ロフティ滝沢210号
債務者　横田　正人
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４７０号
盛岡市月が丘３丁目49番17号
債務者　中里　雅智
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８６号
盛岡市上田１丁目14番30号　コーポ大志201号
債務者　佐藤　政美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９４号
岩手県北上市村崎野14地割49番地７　市営高屋沢住宅１―106号
債務者　菊池　　馨
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９５号
盛岡市永井20地割36番地３　たんぽぽ10号館105号
債務者　佐々木美智子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９９号
盛岡市青山４丁目18番５―105号
債務者　川俣　利子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５０１号
岩手県久慈市大川目町第22地割54番地１
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０６号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領846番地３
債務者　内藤真利子（旧姓大角・冨山）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４７７号
神奈川県厚木市恩名３丁目14番21号　シェルハイム102、前住所神奈川県厚木市長谷437番地５　ハイツ清里Ｂ202
債務者　下村　明実
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１９号
神奈川県小田原市飯田岡55番地の２
債務者　齊藤　栄一
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５２０号
神奈川県小田原市飯田岡55番地の２
債務者　齊藤　和子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部